

## 奈良県告示第三百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成三十年十二月二十七日現在の地番による。）  
大和高田市今里町二八八番七、二八九番六及び二九〇番五
- 二 申請者氏名 西武建設株式会社 代表取締役 國澤英明
- 三 申請者住所 桜井市大字東新堂三二五番地の一
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 四四・四五メートル
- 六 指定年月日 平成三十一年一月八日
- 七 指定番号 高土第三〇〇一号